

見れば、帽額と書して、元御簾の紋といへり如何、予曰もつかうとは根本は帽額窠子といふ事にして、翠簾の帽額みすの上縁の如くして下を縫付す、一幅の紋は繪がくに四ツ花形の窠の紋なり、但し紋にはちいさく堅長に書、是木瓜なり、扱古人用の證は、朝倉氏先祖、日下部高清入道射を能す、源頼朝卿所領を賜ひ、且御簾の紋を下し給る、是より三ツもつかうを家の紋とするよし、朝倉氏系譜に見えたり、是を以て證とすべし。

〔寛永諸家系圖傳 二百九十八〕柳生

家の紋われも香 添紋笠

〔諸家系圖纂十四〕桓武平氏高力

家紋 横木瓜

〔諸家系圖纂二十〕堀田 家紋木瓜

〔諸家系圖纂五十六〕姓日下部 家紋三木瓜

〔諸家系圖纂二十四〕伴氏系圖

資直

裏書云、建武二年、尊氏筑紫へ働ノ時、多々羅濱ニテ菊池武俊大軍ニテ寄來ル時、味方散々ニテ危カリシ時、伴資直、同高兼、同兼弘、同資家等、以謀御紋ノ旗ヲ作り、方々ノ御方ヲ麾キ、伴氏ノ輩先登シテ、尊氏勝利ヲ得ラル、故ニ感有テ、二引兩ノ御紋ト、此御旗ヲ賜ル、伴家ノ紋木瓜ト合付ル事、是始也。

〔寛永諸家系圖傳 百五十五〕神田

家の紋、木瓜の内に菊、

〔鹽尻 二十九〕一葵の御紋徳川家紋

源尾敬公、御相傳の御説に曰、源頼義の御嫡男、義家を、石清水の